

養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、経営に多大な影響を受けている給餌養殖業者等（以下「養殖業者」という。）の負担を緩和するため、沖縄県内の漁業者等に対して、予算の範囲内において養殖用配合飼料価格急騰対策事業における補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象期間)

第2条 本事業において補助金の対象となる期間は、令和4年8月1日から令和4年12月31日までとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語を次の通り定める。

「養殖用配合飼料等」とは、魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち、養殖業の用に供するもの（養殖業者が魚粉等を原料として配合飼料を自ら作成し使用する場合においては、当該配合飼料の原料とする魚粉）をいう。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者は、沖縄県内に住所を有する養殖業者とする。

(補助対象経費、事業者の要件及び補助金額)

第5条 本事業において補助の対象となる経費、事業者の要件及び補助金額は、別表の通りとする。

- 2 補助金額は、別表に掲げる補助単価に補助期間中の飼料の購入数量を乗じた額とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が定める日までに、様式第1号の養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金交付申請書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに

係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、当該申請者に対しその旨を通知するとともに、補助金を交付する。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第 8 条 補助金の交付決定の通知を受けた者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に、別記様式第 2 号の養殖用配合飼料急騰対策事業補助金交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更等）

第 9 条 補助事業者は、次に掲げる重要な変更該当するときは、あらかじめ養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）補助金請求の中止又は廃止
- （2）補助金の増
- （3）補助金の 30 パーセントを超える減

（軽微な変更）

第 10 条 軽微な変更は、前条の重要な変更に掲げる変更以外の変更とする。

（実績報告）

第 11 条 本補助金における実績報告は、第 6 条に定める養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）をもって代えるものとし、知事が定める日までに次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）令和 4 年度における漁業経営セーフティーネット構築事業（漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成 22 年 3 月 30 日付 21 水漁第 3036 号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。）の契約書の写し（令和 4 年度に未加入の者については、令和 5 年度契約後に、契約書の写しを提出）

- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 養殖業を営む者であることの証明資料（漁協組合員である証明あるいは、養殖業者名義での養殖用配合飼料等の代金の領収書等の写し）
- (4) 補助期間中における養殖用配合飼料等の購入数量を証明する書類（請求書または納品書等の写し）
- (5) 補助対象とする養殖用配合飼料等の、前年同月の単価を証明する書類等
- (6) 前各号のほか、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第12条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第13条 知事は、第9条に掲げる補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7条の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第 5 号の養殖用配合飼料価格急騰対策事業補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(証拠書類の整理)

第 15 条 補助事業者は、本補助金についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助金の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする支援事業との併用)

第 16 条 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする県及び市町村の補助金のうち、対象及び期間を同じくする補助金の交付を受けた経費は、本補助金の対象外とする。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は令和 5 年 3 月 31 日限りで、この効力を失う。

別表

補助対象事業及び経費	補助事業者の要件	補助単価
<p>養殖用配合飼料等の前年比増額費用の漁業者負担分</p>	<p>(1) 現に漁業経営セーフティーネット加入しており、令和5年度もその契約を継続する者 または (2) 令和5年度に漁業経営セーフティーネット事業に加入する者</p>	<p>養殖用配合飼料 1kg あたりの補助単価は、県の定める単価とし、その算定方法は下記の通りとする。</p> <p>申請しようとする養殖用配合飼料の各月の購入単価から、同飼料の前年同月の購入単価を差し引き、さらに令和4年度の各月における漁業経営セーフティーネット事業の補填単価の国負担分を差し引いた額の2分の1以内(1kg あたり 1 円未満の端数は切り捨て)とする。</p>